

平成31年1月30日

第1・2学年（新第2・3学年） 学生諸君

学生主事

2019年度前期分授業料免除について (対象者限定)

授業料免除が下記のとおり実施されます。授業料免除を希望する学生は、3月15日（金）17時までに学生課学生係へ申し出、申請書類を受領し、4月4日（木）17時までに学生課学生係へ必要書類を提出してください。

公平を期するためにも、締切後の申請は一切受理しません。

なお、締切後に家庭事情の急激な変化等で授業料納付が困難になった場合は、学生課学生係に申し出ること。

記

1. 授業料免除の対象者

- ①就学支援金制度対象のうち、授業料の全額が支援されない者で、平成30年10月以降において、学資負担者（主として学費を負担している者）が死亡した場合、または学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ②就学支援金制度36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない者であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ③就学支援金制度対象外であり、平成30年10月以降において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ④就学支援金制度対象であり、課税証明書が発行されない等の理由により、加算が認められないまたは申請できない者であり、かつ、学力優秀と認められる場合

※ ①、③は上記以外の時期は対象外です。

2. 免除実施額

前期分授業料の全額または半額（就学支援金受給者については残額授業料）

- ・高等学校等就学支援金制度にて、前期授業料が全額支援される場合は授業料免除申請の対象外となります。
- ・高等学校等就学支援金制度にて、前期授業料が半額以上支援される場合は、授業料免除審査結果が半額だった際に、申請を取り下げる必要があります。

3. 面接について

6月下旬に実施を予定しています。詳細については後日改めて掲示いたしますので、必ず確認してください。

4. 注意事項

審査は高専機構が行います。予算が限られているため、基準を満たしていても許可されない場合があります。また、申請には必要書類の提出・面接の手続きが必要です。指定した期日までに書類の提出がない場合等は申請を辞退してもらいます。

※ 不明な点があれば学生課学生係までお問い合わせください。

以上